

## 造林計画に係る適合通知書

殿

日之影町長

印

年　　月　　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載のあった造林計画について、日之影町森林整備計画書に適合すると認められるので通知する。

記

## 既提出済伐採計画書

## 1 森林の所在場所

市 町	大字	字	番地
村 郡	(林小班 :		)

## 1 伐採後の造林の計画

## (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B)	ha
人工造林による面積 (A)	ha (うち植栽 ha、人工播種 ha)
天然更新による面積 (B)	ha (うち萌芽更新 ha、天然下種更新 ha)
天然更新補助作業の有無	無・地表処理・刈出・植込・なし・その他 ( )

## (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林期間	造林樹種	造林面積 (樹種別)	植栽本数 (樹種別)	鳥獣害対策 (具体的)	作業 委託先
人工造林 (植栽・人工播種)						
天然更新 (萌芽・天然下種)						
5年後において 的確な更新がなさ れていない場合						

## (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

## 2 備考

--

**※当該伐採等に係る留意事項については裏面に記載**

**【留意事項】**

- ・ 伐採届の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施すること。届出の内容と異なる伐採や伐採後の造林を行った場合、森林法第 10 条に基づき勧告や遵守命令がなされる場合があります。
- ・ 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採や伐採後の造林がなされた場合、本適合通知書が無効となり、森林法第 207 条第 2 号の規定により罰則が適用される場合があります。
- ・ 造林の方法が「天然更新」としている場合であっても、日之影町森林整備計画書に基づき 5 年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後 2 年以内に植栽等による更新を行うこととなります。
- ・ 伐採、搬出、作業道の開設等に当たっては、周辺の人家や水田、畠、河川や水路等への影響を最小限利、土地の保全、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意してください。
- ・ 以下の場合は無届伐採となり、罰則が適用されます。
  - 届出書に記載された期間前及び期間後に伐採を行った場合
  - 届出書に記載された面積を超えて伐採を行った場合
- ・ 届出書の内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行ってください。なお、この適合通知に記載された所在で行われるすべての作業の責務は森林所有者にあります。
- ・ 伐採時の事故防止に努めるとともに、周辺地域の状況に十分配慮してください。
- ・ 1.0ha を超えて伐採跡地を森林以外に転用する場合は、事前に森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく知事の許可が必要となります。
- ・ この適合通知とともに伐採旗は、道路から見える位置に掲示してください。